

「次のよう」

1 農業保険法（以下「法」という。）第 145 条第 1 項の農林水産大臣が定める金額は、次の各号に掲げる共済事故に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 火災、伝染性の疾病（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 2 条第 1 項に規定する家畜伝染病（同法第 62 条第 1 項の規定により指定された疾病を含む。）及び同法第 4 条第 1 項に規定する届出伝染病をいう。）又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用以外の死亡又は廃用共済掛金期間ごとに次の算式により算出された金額（ただし、当該金額が、共済掛金期間の開始後の最初の共済事故（農業保険法施行令（平成 29 年政令第 263 号）第 20 条第 1 号に規定する共済事故を除く。）に対し支払うべき共済金の額（2 頭以上につき同時に共済事故があった場合にあっては、当該共済金の額を事故頭数で除した金額）に満たない場合にあっては、当該共済金の額。）

$$S_1 \times r \times c_1 + \Sigma (S_2 \times r \times c_2)$$

（定義） S_1 は、肉豚以外の家畜にあっては共済金額（共済金額を共済掛金期間の途中で変更した場合には、変更前と変更後の共済金額を、変更前と変更後にそれぞれ経過する共済掛金期間により加重平均して得た金額）、肉豚にあっては共済掛金期間の開始の時点における共済金額

r は、都道府県（別表 2 において当該都道府県の区域を細分した地域を定めたときは、当該地域。以下同じ。）ごと及び包括共済家畜区分（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第 101 条第 1 項に規定する包括共済家畜区分をいう。以下同じ。）ごとに、別表 1 に定める率（以下「死廃共済金支払限度率」という。）

c_1 は、平成 30 年農林水産省告示第 544 号（農業保険法施行規則第 3 条第 3 項第 2 号の農林水産大臣が定める係数を定める件）に定める係数

S_2 は、特定肉豚（規則第 40 条第 4 号に規定する特定肉豚をいう。以下同じ。）以外の家畜にあっては 0、特定肉豚にあっては規則第 111 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づき変更した共済金額から変更前の共済金額を差し引いて得た金額

c_2 は、規則第 111 条第 3 項又は第 4 項の規定により共済金額の変更がその効力を生ずる場合における共済掛金期間のうち、まだ経過しない期間の月数（1 月未満の端数があるときは、共済金額を増額する場合にあっては当該端数を 1 月とし、減額する場合にあっては当該端数を 0 月とする。）を 12 で除して得た数

二 特定肉豚の死亡 共済事故に係る家畜 1 頭ごとに、法第 145 条第 1 項の損害の額の 100 分の 80 に相当する金額

2 規則第 116 条の農林水産大臣が定める率（以下「支払限度適用除外基準率」という。）は、次に掲げる場合を除き、都道府県ごと及び包括共済家畜区分ごとに、別表 1 に定める率とする。

一 新たに開始する共済掛金期間に係る共済関係の共済責任が、当該共済掛金期間の開始の日（以下「適用開始日」という。）の 3 年間遡った日以降開始し継続し

た場合であって、かつ、適用開始日の6年前の日から3年間に当該共済関係と同一の包括共済家畜区分に係る共済関係が存しなかった場合

二 適用開始日の4年間遡った日から3年間において、新たに開始する共済掛金期間に係る共済関係と同一の包括共済家畜区分に係る共済関係の共済掛金期間の合計が1年に満たない場合

3 規則第116条の農林水産大臣が定める事由は、特定肉豚に係る共済関係の存することとする。

(注) この告示の公布後に農業共済組合又は市町村の区域変更が行われた場合についても、別表2に掲げる区域は、当該区域変更が行われた後最初に別表1が改定されるまでの間は、当該区域変更の前の区域とする。